

令和2年

東松島市教育委員会第3回定例会会議録

東松島市教育委員会

東松島市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年3月17日(火) 午前10時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 3階 301会議室
- 3 出席委員 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 福田 ゆかり
委員 鹿野 あい子 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉
学校教育管理監 熱海 良彦
教育総務課長 勝又 啓普
生涯学習課長 柏木 淳一
学務班長 永野富美子
- 6 本委員会書記 教育総務課 教育総務班長 木村 薫

7 開会 午前10時00分

8 出席確認

教育長 それではよろしくお願ひいたします。本日は委員全員出席をいただいております、会議定足数に達しております。

9 開会挨拶

教育長 ただいまから「令和2年東松島市教育委員会第3回定例会」を開会いたします。本日の膨大な議案となりますのでスムーズな進行を進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

10 前回会議録の承認

教育長 それでは前回定例会の会議録の承認を行います。前回定例会の会議録につきましては、前もって事務局の方から各委員に配布しておるので、朗読は省略ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 それでは省略ということで、ご意見のみを承りたいと思います。

(意見なし)

教育長 それでは、意見がないようですので前回定例会の会議録につきましては、承認といたします。

11 会議録署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員の指名を行います。

本日の署名委員は、鹿野委員と松岡委員にお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

12 教育行政報告

教育長 次に教育行政報告を行います。

教育部長から報告をお願いいたします。

教育部長 それでは、教育行政報告一覧表をご覧頂きたいと思います。

(資料教育行政報告一覧表に従い説明)

以上でございます。

教育長 ただ今の行政報告について何かご質問等あればお願いいたします。

生涯学習課長 生涯学習課の社会教育班の生涯学習推進大会だけに取り消し線がありますが、2月28日の女性団体体育指導者育成研修会も中止。それから3月5日の市婦連移動研修、桃生町で予定していましたが中止、3月7日JL追いコンもです。9日の大塩婦人会総会は来賓抜きで会員さんだけで行っております。それから12日の矢本一中の立志式、13日の未来中の立志式が中止ということでございます。

教育長 それでは教育行政報告については承認とさせていただきます。

13 議 事

教育長 それでは議事に入ります。初めに「議案第6号 職員の人事について」を議題といたします。人事案件でございますので秘密会にしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ではただいまから秘密会を開催します。配布資料はのちほど回収をさせていただきます。午前10時8分秘密会といたします。

< 秘密会開催 >

教育長 議案第6号ですが承認とすることよろしいでしょうか。

ご異議なしとして議案第6号 原案通り承認といたします。

午前10時18分秘密会を解きます。関係資料回収させていただきます。

教育長 それでは次に議案第7号・8号・9号ですけれども 東松島市教育委員会事務局の組織機構の再編に伴う関係規則の整備に関する規則についてというところで7・8・9と関連がありますので、一括で議題といたします。教育総務課長お願いします。

教育総務課長 それでは私の方から議案7号から9号までを一括での説明とさせていただきます。資料につきましては令和2年第3回東松島市教育委員会定例議案冊子になっているものでございます。それから参考資料と2種類ございますのでこちらの議案につきましては議案書の方参考資料につきましては参考資料という形ですしております。参考資料を中心にご説明をさせていただきますと思います。本日議案がたくさんございますので、概要を中心にご説明させていただきますのでご了解をお願いいたします。議案第7号「東松島市教育委員会事務局の組織機構の再編に伴う関係規則の整備に関する規則について」でございます。趣旨としては、市の組織機構が今年の4月から見直しがされます。このことに伴い教育委員会事務局の組織も見直しされることとなります。具体的には、これまで課に班を設置していましたがその班制を見直しして、係制にするとともに課長補佐の配置を行います。課長補佐の設置によりまして課の所掌業務、職員の稼働についてより細やかなマネジメントが可能になること。それ

から係長については、これまでの班長職よりも比較的若い年齢で登用されることとなるため人材育成面での効果も期待ができるというところが趣旨となっております。また併せてこれまで参事・副参事といった部長待遇の課長・課長待遇の班長職等位置づけがわかりにくい役職が存在してございましたが、これらを廃止して部長・課長・課長補佐・係長の位置づけについて、明確化を図るというものでございます。続きまして議案第8号です。資料の方が7ページになります。「東松島市教育委員会事務局の組織機構の再編に伴う関係訓令等の整備に関する訓令について」でございます。議案7号に関係いたしまして東松島市立学校教職員職場におけるハラスメント防止等に関して要綱の中に第6条参考部分でございますが相談にあたる職名の記載がございます。教育総務課長の他に教育指導班長、教育長の指名する職員と現行ではなっていますが、これを教育総務課長それから教育長が指名する職員という形で表記を改めるというものです。教育総務課長につきましては、総括的責任者として相談員についてはハラスメントも実際多様化していることもありまして、その都度教育長が適切な職員を指名するものといったしました。実態としてはこれまで通りと同様でございます。

続きまして議案第9号でございます。資料の方が10ページの方からなります。「東松島市教育委員会事務局の組織機構の再編に伴う関係訓令等の整備に関する訓令について」です。東松島市生涯学習推進本部設置要綱ですが、第6条に専門部会の構成員を班長としておりました。これが組織機構の再編で班長職がなくなりますので課長補佐という形に改めるということで、実態としてはこれまでと同様の内容となります。足早となりましたが3件についてご説明させて頂きました。

教育長 議案7号から9号まで組織、職名の改正に伴う説明でありましたが、そのことについて質問ご意見ございませんでしょうか。

教育長 それでは議案7号から9号まで承認可決としてよろしいでしょうか。
(異議なし)

教育長 ご異議なしと認め承認可決といたします。

教育長 次に議案第10号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について」から議案第14号「東松島市文化財の調査及び活用業務に従事する会計年度任用職員の設置に関する要綱の制定について」まで関連がございますので、一括での説明の議題といたします。教育総務課長説明してください。

教育総務課長 議案第10号から14号まで一括での説明とさせていただきます。議案番号がついていますが議案第11号を先に説明をさせて頂きたいと思っております。資料につきましては15ページになります。議案第11号「東松島市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱の制定について」でございます。趣旨でございますが地方公務員法の改正でこれが2020年4月から施行されますが、非正規雇用の待遇改善の目的でこれまでの臨時職員という形で雇用してきた職員につきまして、会計年度任用職員に名称を改めまして基本的には期末手当・通勤手当の支給というところでの待遇の見直しをしながら稼働の制限・時間の制限・日数の制限がございますけれども正規の職員に近いような状態で雇用するという制度に見直されます。このことによりまして会計年度任用職

員に相当する職と非常勤特別職ですね。何々委員さんという部分でこちらは雇用関係にある者と委嘱関係ある者の部分を特に明確化をしまして雇用関係により業務にあたるものを会計年度任用職員と専門的知識を要して助言・調査・診断等行うものの方々につきましては、非常勤特別職という形での明確がなされます。これらに共通する主なる定めについては、既存の市の非常勤職員取り扱い規定及び本議案において新たに定める会計年度任用職員取扱要綱で定めることとしております。内容につきましては市長部局と同様の内容となっております。これが資料の議案第11号から記載あるもので、内容につきましてはご覧の通りとさせていただきますが、内容につきましては市長部局で同様に設定しているものと同一内容となっております。

続きまして議案第10号の方に戻らせて頂きます。資料の方が11ページになります。「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について」でございます。これらに関する主な定めは共通の東松島市非常勤職員取扱規定及び東松島市会計年度任用職員取扱要綱で定められるため、役職ごとの詳細について既存の訓令等について、主な定めを参照元を記載する必要が生じております。それにつきましては一部改正が必要なものが5つございまして、「いじめ相談員・社会教育指導員・社会体育指導員・図書館長含む嘱託の司書・縄文村歴史資料館解説員」になります。これらにつきましては、先程議案第11号でご説明した内容に基づいての配置というところが紐付けがされるということで実態としては特に変わらないということになります。それから新たに訓令を制定するために廃止する訓令ということで「文化財調査研究員」。これらについては後程説明しますが全部廃止をして新たに設定するという形での対応を取らせていただくものでございます。実態が一部変わるものがございますが、役職名称をこれまで「いじめ相談員」というものから合わせて「学校教育指導員」と今回の改正に基づいて併せて改めさせて頂きたいと思っております。令和2年度から会計年度任用職員となり稼働時間も増となることから「いじめ相談員」だけではなくて現在配置している指導主事の補助的範疇であるが指導も対応可能な役職ということでの位置づけで拡充として配置をしていくということで、相談から指導までの流れを全体的に拡充したということで「いじめ相談員」につきましては、その業務を拡充して「学校教育指導員」ということに改めるというものでございます。

続きまして関連議案第12号になります。資料の方が18ページとなります。「東松島市立学校及び東松島市子どもの心のケアハウスで勤務する会計年度任用職員設置要綱の制定について」でございます。子どもの心のケアハウス職員につきましては、全員会計年度任用職員として配置になることで、職務内容及び勤務条件等について改めて定めるものでございます。心のケアハウスにつきましては、令和2年度からその役割も含めて拡充をしていくという方針としており、その内容につきましては後程議案第21号で説明をする予定となっておりますが、その部分について先にお話しをさせて頂きまして、開所時間が現在火曜日から金曜日午前9時から午後4時までとなっているものを月曜日から金曜日午前9時から午後5時までということで、月曜日が休みでしたが開所し、それから1日の時間としては午後4時終了だったものを5時まで

延長するという内容になります。それから各相談員とケアハウスの一元的配置ということで、不登校相談員、学校巡回相談員この配置元はケアハウスとして、学校支援、家庭訪問等のアウトリーチ事業と一元化していくということになります。これらにつきまして、議案第12号ではこのような内容に改めるという議案となっております。

それから議案第13号「東松島市立学校等で勤務する会計年度任用職員で勤務公署が複数にわたる職員のサービスの取扱要領について」でございます。具体的には巡回型の相談員でございますが、学校を巡回しているということで今回の会計年度任用職員になることで通勤手当の支給等もでございます。基本となる通勤場所というところも含めてどのような算定をしていくか、ということが必要になってまいります。対象は新たに配置する英語教育指導員と子どもの心のケアハウスの巡回相談員となります。定めの内容につきましては、有給休暇の確認及び承認者は誰かというものと、それから今申し上げた通勤手当、それから巡回交通費の分界点等の事務的な定めとなっております。資料の方にもその扱いを資料をもつけさせて頂いてございます。表として24ページの方に記載をさせて頂いており、具体的な例示をしながら資料の24ページでこういう方法で算定の内容を説明しております。

それから議案第14号になります「東松島市文化財の調査及び活用業務に従事する会計年度任用職員の設置に関する要綱の制定について」でございます。先程議案第10号で廃止の説明をさせて頂きました「文化財の調査にあたる文化財整理員及び発掘調査作業員」について勤務時間や採用条件を改めて定めるものと併せて、必要とする技能についての定めを行っております。定める項目につきましては、他業務と同様とするもので、標記を改め現在の条件と実態としては変わらないというところでございます。それぞれ個別に設けていたもので、少し表現にばらつきがありましたので一旦廃止をして他の職種と同じような形態で表現をし直したともなっております。実態としては変わりません。説明は以上でございます。

教育長 生涯学習課長から説明ありませんか

生涯学習課長 ありません。

教育長 今説明のあったことについてご意見ご質問ございませんでしょうか。

教育長 法改正に伴う名称等の拡充等に関する改正になります。よろしいでしょうか。

教育長 それでは議案第10号から14号まで承認可決とさせていただきます。

教育長 次に議案第15号「東松島市公立学校運動施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。担当課から説明をお願いします。

教育総務課長 私の方から15号について説明させていただきます。「東松島市公立学校運動施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。趣旨といたしましては、資料は議案第15号ということで27ページに記載してありますが、この学校開放、学校の体育館を開放しておりますが、その際に鍵の預かりをご協力頂いている方々がありますが、今までは非常勤特別職という位置づけでお願いしていた所なのですが、地方公務員法・地方自治法の一部改正によりましてこれらの職員につきまして、一定の基準に基づきまして再分類し、その中で非常勤特別職ではなく依頼によって鍵を預かっている方という扱いとして、これまで非常勤特別職という職員に準ずる形で

の位置づけだったものではなくて、鍵の預かりのみ依頼をされているという形の内容になります。そういうことから命による依頼を受け、それから使用者の危険だったり施設整備等の確認などについてもこれまでも業務の中に入っていました。実際は今回の分類と同様に鍵をお預かりするという業務だけを依頼するというもので、実態は変わらず位置づけとしては今ご説明したような形になり、職員としては外れますということになります。以上でございます。

教育長 今説明のあった骨子について質問等ありませんか。木村委員さん。

木村委員 大丈夫です。

教育長 実態に合わせてということですね。

教育長 それでは議案第15号「東松島市公立学校運動施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」について、ご承認いただいて宜しいでしょうか。

教育長 それでは承認可決といたします。

教育長 次に議案第16号「東松島市附属機関設置条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則について」と議案第17号「東松島市特別名勝松島保存管理運営要綱の一部を改正する訓令について」関連する議案32号から35号までを一括議題といたします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは議案第16号「東松島市附属機関設置条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則について」でございます。地方自治法によりまして附属機関が位置付けられておりますが、法律または条例等に基づいて設置する附属機関につきましては、1つの条例で管理することが望ましいという考えが全国的に示されており、今回東松島市議会令和2年度第1回定例会が3月5日に終了しておりますが、この会期中で東松島市附属機関等の設置条例が可決されてございます。このことにより、これまでは個別に設けていた条例等を廃止し運営所作につきましては、規則で定めることでその標記、示し方の統一化がされるということになってございます。それで資料ですが別紙で今回追加として出ささせていただいたものでございます。本日お配りしているものの資料をご覧頂き、追加の1ページになりますがその中で東松島市奨学生選考委員会及び学校給食運営審議会につきましては設置条例に基づいて規則であることを定義すること。具体的には附属機関の設置上にもつづく規則である旨を条文に入れ込むということを紐付け行うことと今回対応を要する規則については、表記スタイルを統一しておりますのでそれらの修正を軽微な修正でありますが行っております。実態としては特に変わるものではございません。最後に申し上げますが「東松島市奨学生選考委員会」「学校給食運営審議会」につきましては、今回新たに設けられた条例に基づく設置された附属機関であるということの紐づけがなされたという内容でございます。10ページに議案第17号「東松島市特別名勝松島保存管理運営要綱の一部を改正する訓令について」でございます。こちらも同様に「東松島市特別名勝松島保存管理専門委員会条例」を「東松島市附属機関条例に基づく附属機関である」という表記を改めると言った個別の条例から一括の条例に基づいた位置づけですよという表記になったというものでございます。議案32号「東松島市特別名勝松島保存管理専門委員会に関する管理運営規則の制定について」から議案第33号「東松島市文化財

保護審議会に関する管理運営規則の制定について」・議案第34号「東松島市社会教育委員に関する管理運営規則の制定について」議案第35号「東松島市生涯学習審議会に関する管理運営規則の制定について」までについても議案第17号と同様趣旨としては同じ内容でございます。以上でございます。

教育長 整理の仕方が変わった。

教育総務課長 そうです。実態としては特に変わるものではございません。

教育長 今説明があった16号と17号及び32号から35号についてご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは承認ということにさせていただきます。

教育長 次に議案第18号「東松島市教育支援委員会に関する管理運営規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 続きまして議案第18号「東松島市教育支援委員会に関する管理運営規則の制定について」でございます。資料の方が参考資料の28ページに記載がございます。こちらにも附属機関設置条例に基づきまして、教育委員会の諮問機関として位置づけられたため規則により詳細を規定するものがございます。なお、本委員会は東松島市障害児就学指導委員会として就学の際に特別支援が必要な児童について助言等行うものということで設置しましたが、名称を今回の改正にあたりまして東松島市教育支援委員会と改めます。これまでの東松島市障害児就学指導委員会を改めるということになりますが、この名前だけではなくて保健福祉部との連携を強化して障害をお持ちの状況を保育・幼児教育の段階から早期に把握して相談等を行うことを拡充していくことで、これまでの繰り返しとなりますが小学校に入学する際に指導委員会の対象にしておりましたが、もっと早い段階から勉強しながら色々助言などを行っていくという内容での拡充を図るものでの改正も含まれています。以上でございます。

教育長 より早い段階から、そして学校と連携を伴うという内容ということでございます。ご質問あればお願いします。

永野班長 字句の訂正をお願いしたいのですけれども、資料の41ページから次と次を含めて44ページまで共通してですが附属機関の「付」の字がニンベンとなっておりますがコザトヘンの付と修正方願います。申し訳ございません。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。議案第18号は。（異議なし）承認可決ということで宜しいですか。ありがとうございます。

教育長 次に議案第19号「東松島市いじめ問題対策調査委員会に関する管理運営規則の制定について」と議案第20号「東松島市いじめ防止基本方針の一部改正について」を関連がありますので一括して議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 それでは続きまして議案第19号でございますが、資料としては30ページになります。議案第19号「東松島市いじめ防止等に関する委員会設置条例の一部改正及び東松島市いじめ問題対策調査委員会設置に関する規則の施行について」でございます。まず経過をご説明させていただきます。こちらにつきましては、令和2年度東松島市議会第1回定例会で東松島市附属機関設置上の先程からご説明している新しい条例が可決されたという部分ですが、これに基づきましてこれまで法律で定めた附属機関については、それぞれ条例、規則で定められていたというところは一緒でございます。こ

のにより個別の条例を廃止し、新たに設置した条例に定められたものについては規則で定め先程来からの流れでございまして、これを受けいじめ防止に関する関連組織ですが、1つ目「東松島市生徒指導支援委員会」それから2つ目「東松島市いじめ問題調査委員会」、3つ目「東松島市いじめ問題再調査委員会」と3つございます。その内いじめ問題の調査委員会と再調査委員会でございますが、こちらにつきましては教育委員会の附属機関として位置づけられております。②の調査委員会につきましては、いじめ問題の調査委員会については教育委員会の附属機関。それから再調査委員会については、市の附属機関で教育委員会も調査対象になるという位置づけの第三者の再調査ということになります。それぞれ規則を制定することとなっており、実態としてはこれまでとは変わらない位置づけとしております。

それから議案第20号ですが「東松島市いじめ防止基本方針の一部改正」でございます。議案第19号に関連しますが東松島市生徒指導支援委員会につきましては、附属機関の位置づけではなく、連携調整のための組織として位置づけられてございます。このことから附属機関との違いを明確にするというところから、名称をこれまでの委員会という名前ではなく東松島市いじめ問題等対策連絡協議会として改めることといたしました。また先程の議案第15号で説明しておりました「いじめ相談員」を「学校教育指導員」ということに見直し、子どもの心のケアハウスとの連携を密にしながら、その構成に記載するという改正を行うものでございます。実態としては、これまでの方針を継承するとしながら構成員の配置とそれから連携といった部分を加えることで活動を拡充するための内容となっております。以上でございます。補足あればお願いいたします。

永野班長

議案の第19号の方をご覧いただければと思います。資料の42ページ・43ページをご覧ください。今、勝又課長の方からお話があったとおり42ページの中ほどの表にある生徒指導支援委員会・いじめ問題対策調査委員会・いじめ問題再調査委員会これまでは1つのいじめ防止に等に関する委員会設置条例で管理しておりました。このうち表の一番上にある生徒指導支援委員会につきましては、説明があった通り連絡協議会という役割のもとで名称を残しつつこれまでの条例の一部改正の形で役割の方を精査するようになっております。いじめ問題対策調査委員会については附属機関の位置づけになったので、条例については市の附属条例一本的に管理され、個々の役割については規則で定めなければならないとなっておりますので、今回教育委員会規則として施行させていただくものでございます。下のいじめ問題再調査委員会については市長部局の附属機関になりますので、細かい設置規制は市長部局の方で新たに設けるということになっており、条例の方からはずれるというような形になっております。43ページの2番いじめ防止等に関する委員会設置条例の主な改正点ということで載せさせていただきました。こちらの(2)をご覧いただきたいと思うのですが、名称の変更の他に今回連絡調整のための組織拡充というところで、新たに委員さんに子どもの人権相談を担当して頂いております仙台北法務局石巻支局の方にも加わって頂くこととしました。併せまして青少年健全育成市民会議からの代表者も加えるということにしておりますので併せてご報告させて頂ければと思います。

続いて44ページの議案第20号になります。今お話ししました組織名等々の変更等に伴いまして、平成26年3月に施行している東松島市いじめ防止基本方針の一部改正の方が必要となっております。改正の概要については、課長から説明して頂いた通りですが70ページの方にA3の資料ジャバラ織でこの基本方針のどこが変わったかということで新旧対象表で示させていただきましたので、ご覧いただければと思います。以上でございます。

教育長 これは同じような言葉が出て、分かりづらい組織の整備・組織の拡充に伴う改正等です。ご質問があればお願いします。よろしいでしょうか。19号・20号併せて承認可決ということで宜しいでしょうか。

教育長 議案第21号「東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の一部を改正する訓令について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 参考資料につきましては33ページになります。議案第21号「東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の一部を改正する訓令について」でございます。先程若干説明させて頂きましたが、心のケアハウスの機能拡充を図ってまいります。繰り返しますが、現在火曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで開所しているところを月曜日から金曜日1日拡大。それから午前9時から5時まで1日あたり1時間拡大という形で充実を図ってまいります。それから各相談員ケアハウスの一元的配置により機能を拡充していくというところで、不登校相談員・学校専門相談員現在は学校相談専門員ですが、学校を巡回しながら相談いただける方の配置をケアハウスといたします。それから学校支援家庭訪問等のアウトリーチ事業を充実していくこととし、それから心のケアハウスの施設一元化するというで一貫的な対応ができるように機能拡充でございます。それから指導主事・学校教育指導員との指示連携強化を図り、小1プロブレム、中一ギャップの解消に向けた取り組みも連携した展開をして参ります。これまで以上に指導主事と関わりというところも強くしていくというようなことでの充実を図っていくということでございます。説明は以上でございます。

教育長 先程の説明があったところの流れのところからご質問があったらよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。木村委員さんよろしいでしょうか。

木村委員 学校には相談室というのがあって、その相談室を心のケアハウスと一体化というか分室扱いにするということでしょうか。72ページの参考資料に書いてあるんですけどもその考えでよろしいでしょうか。

教育長 心のケアハウスと学校との関係性について。

永野班長 今現在、中学校の方には不登校相談員さんがおります。小学校につきましても別室の部分で、先生方で手が足りない所については、ケアハウスの方から学び指導員さんの派遣という形で入っているんですが、同じような形で次年度不登校相談員の身分もケアハウスの職員と一体的にすることで、もう少し学校と密接に関係性を持ちながらその別室に通っている子供さんも週5日行けないんですが、その内1日はケアハウスだったら行けるかなという部分について、ケアハウスのつなぎなんかも出てくるのでそういった所で一体的な事業の思いから、そちらについても分室的機能を持つという形で位置づけさせて頂いたということということでございます。以上です。

教育長 連携を決まりの中で保証するというか、整えるというか。どこまで密にできるかについてよろしいでしょうか

永野班長 具体的なものについては、資料75ページにどういった活動をしますよということで、それぞれの役割毎に説明させて頂きましたので後程ご覧頂ければと思います。

教育長 それでは議案第21号について承認可決とさせてよろしいでしょうか。(異議なし)

教育長 それでは次に議案第22号「東松島市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の設置に関する規則の制定について」を議題とします。説明をお願いします。

教育総務課長 それでは議案第22号に参ります「東松島市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の設置に関する規則の制定について」でございます。趣旨といたしましては学校の設置につきまして、学校保健安全基本法で設置が義務付けられており、市では条例において報酬額を定めるという対応をしております。地方公務員法の改正によりまして、非常勤特別職として区分けされた職については、この規則を制定し必要とする資格、服务内容その身分について定めていることになったため規則を制定するというもので、実態としてはこれまでと変更はございません。補足がありますか班長。

永野班長 ございません。

教育長 大きな変更はないということでございます。ご質問があればお願いいたします。(質問なし)

それでは議案第22号について承認とさせて頂いてよろしいでしょうか。(異議なし)

教育長 次に議案第23号「東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。説明をお願いします。

教育総務課長 それでは議案第23号でございます。「東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。学校教育法及び学校教育法の施行規則において、学校評価の実施と公表というものが定められてございます。これまでもあったものでございますが、実態としては現在各学校でもしっかりと対応している所ではございますが、本市の規則に規定がございませんでした。そういうことから、この機会に明文化するというものでございまして、併せて軽微な表現の修正および様式等の指定等の文言もこの評価に活かせるよう記載しているというものでございます。補足ありますか。

永野班長 ございません。

教育長 今説明がありました学校評価に関わる部分について、行ってはいたんだけどその定めの部分で不足があったということ。そこを入れ込んだものです。ご質問ございませんか。よろしいですか。それでは承認可決とさせて宜しいでしょうか。(異議なし)

教育長 次に議案第24号「東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する訓令について」を議題とします。説明をお願いします。

教育総務課長 それでは資料の方は40ページになります。議案第24号「東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する訓令について」です。東松島市の学校事務の効率化を図るということを目的として、今、共同実施の取り組みを学校事務の共同実施

として行っておりますが、これまでの共同事務室長に加えまして、新たに室長を補佐するコーディネーターについても任命を行うもので、コーディネーターにつきましては学校事務職員から併せて任命をするという内容のものでございます。補足ありますか。

永野班長

はい、関連づけでご報告させていただきます。資料の80ページの方に今回の一部改正に伴う資料を載せさせていたのですが、関連してというところで学校について事務職員については基本的に1名ずつの配置となっております。これが就学援助の認定状況に応じて、それにかかる事務が膨大になるというところから加配制度がありまして、1校当たり100名以上認定されている学校かつ全児童生徒に占める就学援助の受給率の割合が25%以上の学校については、事務の加配を受けられるという流れになっておりました。震災による被災を理由とした就学援助の受給者が多いというところからこれまで複数の学校で2名体制事務職員があったところがございますが、国の方から就学援助の認定基準の方について従来の就学援助と同等の所得基準の方で見てくださいというお達しがあり、次年度分からそちらに基づく所得制限の方で見ていくという絡みもあり、殆どの学校が事務職員1名体制という形で震災前の状況に戻ってくるというところがございます。学校共同事務室の主な担う役割としては、事務を共同実施することによって適正な事務執行が図られているのかどうか。共同ですることによって事務のスリム化が図られたりとか負担軽減が図られるというところまで実施してきたところで、従来は先生が担っていた学校集金の確認の作業ですとか事務処理の総合点検の作業もこの共同実施でしてきたところですが、人が減ってくるというところの中の役割整理を図るということで、それぞれ事務の先生方からこの新旧改定表にあります第6条の役の下にワークグループの所掌事務になっていますが、こちらについては各中学校から1名ずつリーダーさんを決めて頂いて、中学校毎の業務をしているところとその次のページ8ページの第9条の上に業務班の所掌事務がありますが、業務班についてはそれぞれミッションを与えた中でスリム化を図ったり効率化を図るための検討を模索して頂くというところではあるんですが、これまではワークグループの活動と業務班の活動もそれぞれ別々にしてましたが、一人ずつの事務の先生になってくると中々学校を開けて二つの業務を中々大変になってくるというところで、今回の改定で新たにワークグループの活動と業務班の活動を同時に担えるという形にしていたというところがございます。コーディネーターの方につきましても、事務の先生が共同事務室を補佐するという形でこれまでも担って頂いたところではございます。東部教育事務所さんの兼任発令を受けている方をコーディネーターに充てているというのが従来からのスタイルではあったんですが、中々単数配置になった中で石巻の東部教育事務所の兼務発令からはずれるということも想定される中で、コーディネーターに付く職につきましても、兼務発令を受けてなくてもある程度長い業務経験があり東松島市の事務の内容もよくわかって頂ける方を充て、事務の先生の補佐もなのですが我々教育委員会事務局の補佐役、アドバイザー役も担っていただくところで今回加えさせて頂いたというところがございます。以上でございます。

教育長

詳しく説明頂きました。何かご質問あったらお願いします。

福田委員 コーディネーターなんですけど一人だけですか。

永野班長 はい。

福田委員 それは新たにこの市内学校の事務職員を以て構成をしているけれどもその学校の事務員さんの他に配置するんですか。

永野班長 学校の事務員の中からコーディネーターを選ぶという形になります。

教育長 中から

福田委員 中から。あくまでも中から。はいわかりました。ありがとうございます。

教育長 一人配置の事務職が殆どとなっています。

教育長 議案第24号について承認可決とすることよろしいでしょうか。
(異議なし)

教育長 それでは次に議案第25号「東松島市立学校に所属する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」をお願いいたします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第25号「東松島市立学校に所属する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」でございますが、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」という非常に長い名称の法律により改正されまして、簡単に申し上げますと「教員の働き方改革」といわれている内容でございます。具体的には1か月の超過勤務時間45時間1年では360時間という上限が示されており、これまでガイドラインということだったんですが法的根拠を持つ指針ということで法的な効力を持つという状態になっているということでございます。この上限を範囲といたしまして、適切な管理・措置を講じなければならない義務が各自治体・学校管理者にも発生しており、規則として制定して推進していくというものでございます。なお内容・目標値等については、法で示されており、それから県の方でも同じ内容で方針を定めており現実的には大変ハードルの高い目標となっているものの現時点では国・県に従った内容での推進という形で規則化していくというような形での規則の制定でございます。今後どのような手法で**実務**を目指していくのかということにつきましても、引き続き調査検討を行いながら実行に移していくことが必要となっております。説明は簡単でございますが以上でございます。

教育長 ガイドラインの指針に法的な位置付けに格上げれたことに伴って、指針に伴い自治体としても制定しなければならないもので、数値的には非常にハードルの高いもので頑張っていくしかないこととなります。教育委員会の方でもやっつけていかなければならないということですね。

教育長 質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。では承認可決とすることで宜しいでしょうか。

教育長 次に議案第26号「東松島市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第26号ですが資料の方は差し替えということで本日お渡しをしております。議事別紙の差し替えということになります。それでは説明をさせていただきます。

議案第26号「東松島市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。令和2年今年の4月に民法の一部改正される予定になっておりまして、その中で連帯保証人についての見直しがされることとなっております。連帯保証人が現実的にどれだけの債務を負うことになるのか不明確な場合によくあるのが迷惑を掛けないので知人に頼まれるといったケースがある中、結果として意図していない金額の債務を負うということから連帯保証人の生活破綻等を防止すること。連帯保証人自らがリスクを認識することを目的に、債務の極度額を設定することが義務づけられます。極度額の設定のない連帯保証契約であったりそれから連帯保証人になることにつきましては、全て法的に無効になるということがございますので、現在奨学金につきましても連帯保証人をお願いしてございます。この奨学金につきましても法改正の対象となることから4月1日以降の新規の貸付に伴う連帯保証人につきましては、極度額を示して同意を頂くという形が必要となります。今回の規則の一部改正につきましては極度額の設定を行うための改正ということになります。説明は以上でございます。

教育長 極度額の説明をお願いします。

教育総務課長 極度額につきましては、基本的には奨学金に関してはその貸し付けた金額ということになりますから、どこの段階で連帯保証の債務発生になるかわからない状態になりますので全体額ではなくて、その内容に見合った例えば300万円貸したその中で連帯保証となった場合300万円の債務が残っていた場合でも150万円に極度額を設定していた場合は最大で150万円で免除されます。といったものを事前に明記して契約、それから連帯保証人の記載事項の中に盛り込んでいくということが義務化されるという内容です。資料の中に記載はないのですが、本市では大体150万円位での設定をさせていただき予定としてございます。

教育長 法改正に伴う必要な改正でということですか。

教育長 質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは議案第26号を承認可決として宜しいでしょうか。

教育長 それでは次に議案第27号「東松島市立学校等の児童生徒及び園児の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第27号「東松島市立学校等の児童生徒及び園児の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の制定について」ご説明させていただきます。これまでの学校や幼稚園室内での怪我等に対する保険ということで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済保険に加入してございます。共済の掛け金につきましては、一般児童生徒、準要保護を含む1年度年額920円・要保護は40円・園児が270円という掛け金設定となっておりますが保護者につきましては予型により一部負担又は免除となっております。また準要保護・児童生徒につきましては掛け金の枠の設定はあるものの徴収免除となっております。この徴収免除の分部の取り扱いですが市の方で一旦お預かりをした中で、徴収免除の児童生徒分・園児分を差し引いた額で掛け金を納付していたという実態がございまして、ただこの手

続きの仕方でございますが会計検査院の指導により、全額を支払った後に徴収免除分を返金すべきというような指摘がございまして指摘通りの仕組みに変更なるというものになります。その際返金の条件として自治体側に根拠となる規則等の制定が必要であるという見解が示されておりまして、規則を制定するものでございます。事務手続き上の変更に対応するということであり、実態としては変更があるものではございません。以上でございます。

教育長 今の説明でご質問があればお願いいたします。ご質問よろしいでしょうか。それでは議案第27号を承認可決として宜しいでしょうか。

教育長 次に議案第28号「東松島市副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第28号でございます。「東松島市副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱の制定について」でございます。内容につきましては、幼児教育の無償化に関する部分でございまして、昨年10月1日からご承知のとおり無償化という施行化されておりますが、年収が360万円未満の世帯・それから第3子、小学校3学年までの児童の範囲内で数えて第3子と数えますが、これ以降の方につきましては副食費、これは給食のおかずですね。米・パン以外の主食以外の副食費についても、補助対象となります。無償化の補助対象となりますので、補助金交付要綱として制定するものでございます。なお、この制定後にですね10月1日に遡りまして適応させて、具体的には返金していくということになります。以上でございます。

教育長 今の件についてご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは議案第28号について承認可決することで宜しいでしょうか。

教育長 次に議案第29号「東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場賞賜金交付要綱の一部を改正する訓令について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは議案第29号「東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場賞賜金交付要綱の一部を改正する訓令について」を説明いたします。改正の趣旨についてはオリンピックが日本で開催されること。それから聖火が日本で初めて東松島市の松島基地に到着すること。それから東松島市スポーツ健康宣言を行うことに併せましてスポーツを全市民的に奨励していくことでの改正でございます。

参考資料89ページの資料中、報奨金の奨は償ではなく奨でございます。大きな改正としましては、賞賜金の文言がわかりにくいということで報奨金という名前に変えさせて頂くということとそれから新設で権威ある大会は金額5万円となっております。これは今までになかったのですが、これを契機に新設をいたします。一人当たり5万円、団体はそれに人数をかけるということでございます。権威ある国際大会で何だということになるかと思いますが、現時点ではオリンピックそれから世界連盟要するに世界陸上とか世界柔道とか国際連盟が主催する大会そういったものを対象とする予定でございます。次の改正が今まで国際大会は1万円でしたが、これを2万円とさせて頂くこと。これまで従来は国際大会であっても日本国内で行われると5千円でしたが、国内・国外の開催にとらわれず国際大会は2万円、国内大会は5千円から1万円に改正するというところでございます。以上でございます。

教 育 長 いろいろなタイミング、名称をわかり易く変えつつ金額を上げるという改正であります。ご質問あればお願いいたします。

福田委員 パラリンピックも障がい者対象も入るんですよね。全部に該当するんですね。

生涯学習課長 はいそうです。それも権威あるもので、勿論パラリンピックそういったものも権威ある大会ということになります。

福田委員 全国大会とか普通の国際大会に関しても全て同じ括りで、障がい者の大会であっても全部一緒にそれ今までも変わらないということですね。

生涯学習課長 変わりません。

教 育 長 他にありますか。それでは議案第29号「東松島市体育関係団体（個人）全国大会出場賞賜金交付要綱の一部を改正する訓令について」について承認可決として宜しいでしょうか。

（異議なし）

教 育 長 それでは議案第30号 東松島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは議案第30号 東松島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」でございます。内容につきましては、元となる地方教育行政組織の運営に関する法律という法律の一部改正によりまして、その法律の参照条項にずれが生じることから改正するもので実態としては変わるものではありません。資料の方にもありますように第47条の6から第47条の5ということの参照先が変わるということでございます。

教 育 長 よろしいですね。改正に伴う条文がずれる改正である。可決ということで宜しいでしょうか。

（異議なし）

教 育 長 最後の議案になります。議案第31号「東松島市コミュニティ・スクール推進委員会設置要綱を廃止する訓令について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第31号「東松島市コミュニティ・スクール推進委員会設置要綱を廃止する訓令について」でございますが、市内全校において学校運営協議会を設立するための準備組織それから様々な意見交換の場として設置していた機関で、目的達成をしたということから廃止するものでございます。準備期間を終了しましたという位置づけで廃止をするというものでございます。以上でございます。

教 育 長 役割を終えたということですね。よろしいでしょうか。

それでは議案31号「東松島市コミュニティ・スクール推進委員会設置要綱を廃止する訓令について」承認可決とさせていただきます。

教 育 長 承認第2号「専決処分した事件（令和2年度一般会計予算（教育委員会事務に係る部分）の承認について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

教育総務課長 教育総務課分について申し上げます。

資料の方が令和2年度補正予算と書いてありますが、当初予算となりますので、補正の部分を削除して頂きたいと思っております。

それでは関係資料として承認第2号の1の1それから①の1承認第2号に①の2と

いうものがございます。①の1につきましては、予算上の抜粋版でございまして細やかな数字等も記載されておりますが、新年度予算当初予算ということでボリュームも多いものですから、関係資料①の2の方の事業単位で特に令和2年度で重点的に行っていくといったところとそれから令和元年度と比較して予算がかわってきているものについてご説明をさせて頂きたいと思っております。①の2の縦型の資料の方、事業計画の資料で説明させて頂きます。まず、資料の1ページ下段ですが抜粋で説明させて頂きます。学校給食センター運営事業がございまして、こちらについては、令和2年度から給食費の改定で先日ご検討して頂いたものですが、実質的な値上げを行っていくというものでございます。確認として小学校では260円に10円加算し270円に、一食あたり・中学校では326円に9円増で335円ということで負担していただくこととしております。

その結果、令和2年度の児童生徒数からの試算により、材料賄費におきましては300万強の増となっております。この増額分につきましては、栄養強化食品にそれから地場産品の活用として食育等にも繋げていきたいというものでございます。

それから資料2ページ下段でございまして、こちらの私立幼稚園振興事業ですけれども令和元年10月から幼児教育の無償化が実施になっており、無償化に向けた段階的取り組みの中で一定要件満たした中で交付していた幼稚園の就園奨励費補助金制度がございました。こちらについては廃止となり無償化制度に基づいた施設利用費それから給食費、副食費の補足給付といった形で、無償化という制度の中での予算計上となっております。その結果の無償化分につきましては、総額で約1億5千万円程度が東松島市の増額分となります。その中で、国の方からは2分の1・県から4分の1・4分の1は東松島市で負担という形の中で、今後対応していくということになっていきます。続きまして資料4ページの方に移らせて頂きます。4ページ下段のいじめ不登校対策事業でございまして、13ページ下段に記載しております心のケアハウス運営事業との連携を更に強化し先に説明した通りであります。特に不登校ですけれども連携を更に強化してまいりまして効果を高めて拡充していくこととしております。その中でいじめ不登校対策事業の予算につきましては、前年度比較で減額にはなっておりますが、不登校相談員が学校を巡回するという巡回相談員をケアハウス運営事業と統合し、こちらの方に一元化したということになります。このことにより実態としては、相談から適応指導まで一貫した取り組みを行うような体制で実施し、より細やかな対応をしてまいります。

資料は12ページ上段の学力向上の推進事業でございまして、これは毎回、毎回課題となっているということでご検討いただいているところでございますが、新たに英語と教育指導員2名の人件費を計上してございまして、こちらにつきましては、先程も議案の中で会計年度任用職員という位置づけの中で、市の負担する教育指導員という形で2名の人件費を計上しており、このことにより英語等の授業におけるチームの体制づくりをさせるとともに英語の教育を通じた小中学校の連携につきまして一層推進してまいりたいということでございます。

それから14ページの下段学校放課後の情報化の事業でございまして、いわゆるICTの整備というところでの表現をしている事業でございまして、こちらの環境整備については電子黒板との備品整備につきまして、令和2年度分として赤井南小学校と鳴瀬桜華

小学校、赤井南小学校につきましては仮設校舎が現在ほぼ完成と3階建ての仮設校舎の方の対応となっております。鳴瀬桜華小学校については、移転先の新校舎での対応となっております。それから児童生徒用のタブレット端末の整備でございますが、こちらにつきましてはパソコン教室のタブレットの端末の更新と合わせてタブレット機器の購入ということで大塩小学校・赤井南小学校・鳴瀬桜華小学校・矢本第一中学校・矢本第二中学校の5校を予定しております。これらが終了することにより、概ね市内のICT整備は基盤とした部分は完了することになってございます。それからデジタル教科書の使用料ということでの増額をしております。こちらについては、令和元年度では小学校が算数・国語・社会の3教科、中学校が数学・国語・英語3教科での予算化活用となっており、これを拡充し令和2年度につきましては、小学校は理科を追加して算数・国語・理科・社会の4教科。中学校については、理科と社会につきましては学年により、地理・歴史・公民と別れており、数学・国語・英語・理科・社会主要全ての5教科デジタル教科書の採用ということでの予算化が認められてございます。続きまして16ページの方をご覧頂きたいと思っております。下段でございます。中学校の施設整備ですが、これは既に元年度から債務負担行為の形で準備作業を着手しております矢本第一中学校について校庭の拡張を行うための調査設計費を計上してございます。こちらの事業については、東日本大震災前から計画があり、用地については既に取得して一中の西側の駐車場に使っているところで既に取得しておりましたが、東日本大震災発生により優先順位が下がって先送りとなっていたものでございます。既に用地取得を4000平米程行っておりまして、こちらの分部に校庭の拡張をしながらテニスコート3面それから駐車場という形で新たに獲得した土地に整備をしながら、校庭につきましては暗渠排水整備を行っていくという計画となっております。そのための調査設計費という形の計上でございます。それから教育総務課分最後の説明になりますが、資料の17ページの下段コミュニティ・スクール推進事業でございます。予算的には前年度を踏襲したものとなっておりますが平成30年9月までに市内全ての学校に学校運営協議会が設置完了して令和元年度は全校揃っての取り組みとなっております。全校揃っての初年度という形になっております。この1年間の活動を踏まえた仕組みとしての課題等も見えてきたところでありますので、学校運営協議会と地域学校共同活動で学校運営のそのものの熟議を行う場と課題解決に向けての活動を行うこの2つを一体的に推進するものでありますが、役割分担を明確化しながら関係者の負担軽減だつたりについても効果的な推進というところでの検討を深めるために、役割分担をしながら進めてまいりたいと思っております。最後は少しコミュニティ・スクール推進につきましては、予算とは離れたところになりますけれども重点事項ということでご説明させていただきました。以上令和2年度の新規事業及び重点について説明させて頂きました。以上でございます。

生涯学習課長 19ページの上段です。協働教育議場です。こちらは100%補助事業で行っております。令和2年度を以て終了となります。併せまして平成21年から4人12年続きました派遣教育主事の制度も最終年になります。事業の完結に向けてコミュニティスクールと合体したり縮小したりということが必要となる事業でございます。

続きまして20ページの上段コミュニティセンターの管理事業でございますが、こ

ちらは指定管理最終年となりまして、いよいよ令和3年度大規模改修に向けて本格的な準備が令和2年度行われるということでございます。それから27ページ、体育施設の管理事業でございます。こちらは指定管理最終年度となりましたが、体育施設の指定管理会社の選定、それから奥松島運動公園の新たな指定管理が始まるということでございます。それから29ページの奥松島の縄文村でございます。こちらは大きく変わりはございませんが、縄文サミットがございます。縄文遺跡を有する自治体のみが集まってシンポジウムを行うというものが東松島市を会場に行われます。それから次の30ページ上段、特別名勝の活用事業で大浜湿地ビオトープ作りとしておりますが、こちら最終年度完成を迎えます。是非完成にはおいでいただければと思っております。それから最後になりますが、31ページの下段の図書館のアウトリーチ事業こちら復興予算で100%事業でやっておりましたが、こちらかなり人気のある事業でこのままで現体制ではできないのですが、縮小して何とかやりたいと工夫して開催するように考える年になるということでございます。以上でございます。

教育長 駆け足になりましたけれども説明がございました。ご質問ご意見等あったら願います。

木村委員 タブレットの件でお話があったのですが、今年で全部結構タブレットがあるということでしょうか。

教育総務課長 それではお答えいたします。現状から申し上げますとパソコン教室1校当たり40台ありますが、この分をタブレット型のものに変えていくと令和2年度内には完了いたします。今後は文科省から示されているギガスクール構想というものが一人一台の整備でございます。これらにつきましても、令和2年度から令和5年度までに一人一台を実施せよという。かなり強気でございます。それにつきましては財政的なものを含めて、これからどのような機種で進めていくかや、ネットワーク整備と学校の先生方と1校当たり40台のタブレット整備のここまでするんですが、その先につきましては今後検討が必要になってまいります。

教育長 令和5年度でしたかね。

教育総務課長 5年までです。

教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

はいそれでは意義なしと認め承認第2号について承認可決といたします。

教育長 次に承認第3号「専決処分した事件（令和元年度一般会計補正予算（教育委員会事務に係る部分））の承認について」を議題とします。説明をお願いします。

教育総務課長 資料につきましては承認第3号の1-1というところでございます。こちらですね予算書の抜粋のみとなっておりますが、教育総務課につきましては事業完了によります執行残の減額補正が中心となっております。特に新しいものはございません。以上でございます。

教育長 はい、ご質問よろしいですね。それでは承認第3号承認可決とさせていただきます。ありがとうございました。

教育長 次にその他として、教育委員さんからご提案、ご報告などございましたら、ご発言願います。

(意見無し)

教 育 長　それでは、本日予定されておりました議案は以上でございます。次回の定例教育委員会は4月23日木曜日午前9時から市役所の3階第2委員会室で開催となります。それでは以上を持ちまして第3回委員会を散開いたします。ありがとうございました。

1 4　閉　会　午前11時45分

1 5　本委員会の次第は次のとおりである。

議 事

- (1) 議案第6号　職員の人事について
(承認)
- (2) 議案第7号　東松島市教育委員会事務局の組織機構の再編に伴う関係規則の整備に関する規則について
(承認)
- (3) 議案第8号　東松島市教育委員会事務局の組織機構の再編に伴う関係訓令等の整備に関する訓令について(訓令乙)
(承認)
- (4) 議案第9号　東松島市教育委員会事務局の組織機構の再編に伴う関係訓令等の整備に関する訓令について(訓令甲)
(承認)
- (5) 議案第10号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について
(承認)
- (6) 議案第11号　東松島市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱の制定について
(承認)
- (7) 議案第12号　東松島市立学校及び東松島市子どもの心のケアハウスで勤務する会計年度任用職員設置要綱の制定について
(承認)
- (8) 議案第13号　東松島市立学校等で勤務する会計年度任用職員で勤務公署が複数にわたる職員のサービスの取扱要領について
(承認)
- (9) 議案第14号　東松島市文化財の調査及び活用業務に従事する会計年度任用職員の設置に関する要綱の制定について
(承認)
- (10) 議案第15号　東松島市公立学校運動施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
(承認)
- (11) 議案第16号　東松島市附属機関設置条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則について
(承認)
- (12) 議案第17号　東松島市特別名勝松島保存管理運営要綱の一部を改正する訓令について
(承認)
- (13) 議案第18号　東松島市教育支援委員会に関する管理運営規則の制定について
(承認)
- (14) 議案第19号　東松島市いじめ問題対策調査委員会に関する管理運営規則の制定について
(承認)
- (15) 議案第20号　東松島市いじめ防止基本方針の一部改正について
(承認)

- (16) 議案第21号 東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の一部を改正する訓令について (承認)
- (17) 議案第22号 東松島市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の設置に関する規則の制定について (承認)
- (18) 議案第23号 東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について (承認)
- (19) 議案第24号 東松島市学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する訓令について (承認)
- (20) 議案第25号 東松島市立学校に所属する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について (承認)
- (21) 議案第26号 東松島市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について (承認)
- (22) 議案第27号 東松島市立学校等の児童生徒及び園児の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の制定について (承認)
- (23) 議案第28号 東松島市副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱の制定について (承認)
- (24) 議案第29号 東松島市体育関係団体(個人)全国大会出場賞賜金交付要綱の一部を改正する訓令について (承認)
- (25) 議案第30号 東松島市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について (承認)
- (26) 議案第31号 東松島市コミュニティ・スクール推進委員会設置要綱を廃止する訓令について (承認)
- (27) 承認第2号 専決処分した事件(令和2年度一般会計予算(教育委員会事務に係る部分))の承認について (承認)
- (28) 承認第3号 専決処分した事件(令和元年度一般会計補正予算(第12号)(教育委員会事務に係る部分))の承認について (承認)

16 この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課教育総務班長 木村 薫

上記、記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和2年4月23日

会議録署名委員

会議録署名委員